

東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合及び

東京公務公共一般労働組合に対する回答

「2024(令和6)年度人事委員会勧告にむけての要請書」につきまして、以下のとおり回答します。

都職員と民間従業員の給与比較に当たりましては、公務と民間の給与水準の精緻な比較を行うため、役職や雇用形態等が同種同等の者同士を比較するとの考え方にに基づき、調査対象を常勤の従業員として調査し、常勤の都職員と比較しております。よって、その調査結果をもって、常勤ではない会計年度任用職員について勧告をすることは適当ではないと考えております。

このため、要請をお受けすることにつきまして、適当ではないと考えております。

以上

令和6年9月6日

東京都人事委員会事務局